

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にありますが、様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型や母子保健型の事業ニーズは一定あるものと考えています。

市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促します。

【本年における具体的な目標値】

【母子保健型】

・妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数①妊婦のみに実施②家族にも伝える →増加
（参考 H26年度①12/34 ②5/34市町村
→H28年度①16/34 ②7/34市町村）

・産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合（3・4か月児）
→増加
（参考 H25年度:49.7%→H28年度:86.6%）

実施状況（D）（H29年9月末現在）

【基本型・特定型】

設置状況:基本型1ヶ所(南国市)

特定型1ヶ所(高知市)

人材確保:子育て支援員(基本型・特定型) 認定者7名

○利用者支援事業(基本型)の設置の推進

- ・施設長研修 H29 : 41名受講
子育て支援センター施設長や市町村担当課に対して、子ども・子育て支援交付金の活用について説明。
- ・市町村訪問
利用者支援事業導入に向けての提案及び検討。

○利用者支援事業を実施するために必要な人材の確保

- ・子育て支援員研修(利用者支援事業)の実施 0名受講
※本研修は、受講要件を満たす対象者が少ないうえ、2日間の県外研修に係る旅費をすべて負担していただく必要があることから、希望者がいなかった。

【母子保健型】

設置状況:子育て世代包括支援センター12市町村
(利用者支援事業活用11市町村)

○子育て世代包括支援センターの設置推進

- ・アドバイザーを招聘した実践会議の開催(1市)
- ・子育て世代包括支援センター交流会の開催
(センター設置市町と設置検討中の市町村
16市町村46名参加)

○母子保健コーディネーター等の人材育成

- ・母子保健コーディネーター研修会(初任者編)の開催
(24/30市町村等50名参加)

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

【基本型・特定型】

- ・利用者支援事業の必要性を市町村と共有し、事業の実施に必要な人員の計画的な育成

【母子保健型】

- ・母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の向上
- ・産前・産後サービスの拡充
- ・医療機関や福祉、子育て部門等との連携強化

<今後の取組み>

【基本型・特定型】

- 利用者支援事業(基本型)の設置の推進
・他県及び県内の取組事例を紹介。
- 利用者支援事業実施に必要な人材の確保
・市町村訪問等により、利用者支援事業に対する理解を深めてもらうとともに、拠点施設従事者等で子育て支援員研修(利用者支援事業)の受講資格のある者に受講を促す。

【母子保健型】

- ・センター設置市町村および次年度設置予定市町への支援の継続
- ・アドバイザーを招聘した実践会議の開催(1町)
- ・母子保健コーディネーター研修会(現任者編)の開催
- ・地域と産科医療機関ネットワーク会の開催¹

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50箇所の開設を目指します。

実施状況（D）（H29年9月末現在）

設置状況：23市町村1広域連合 48箇所
子育て支援員研修 認定者：236名

◆事業の推進及び従事者の質の向上に向けた取組

- 1) 子育て支援体制の確保
○子育て支援拠点及び市町村担当課への訪問
⇒新たな拠点設置及び出張ひろばの取組の必要性を整理することにより、支援対象を明確化
○国の基準に満たない小規模な子育て支援拠点の運営補助(安心子育て応援事業費補助金)
⇒5箇所(4町村1広域連合)で活用
- 2) 拠点機能の充実・強化
①人材育成・確保
○施設長研修の実施 H29：10市町村41名が受講
○現任者研修の実施 H29：のべ112名受講
県外先進事例の紹介
○子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業)による子育て支援員の養成
H29 26名認定 ※2回目は11月に実施予定
- ②機能強化
○地域の子育ての課題やニーズに対応する取組への支援(安心子育て応援事業費補助金) 17市町村1広域連合
〈取組例〉妊娠期からの支援の実施に対する補助
父親の育児参加促進のための取組への補助(土日開催含む)
○高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー専門相談員(助産師)による現場支援 H29：のべ17箇所

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- 1) 子育て支援体制の確保
市町村の子ども・子育て支援事業計画に沿った、新たな拠点の設置が進んでいる。
- 2) 拠点機能の充実・強化
①人材育成・確保
・子育て支援員研修により認定された支援員の活用。
- ②機能強化
・母子保健との連携をもとに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制(「高知版ネウボラ」)の構築。
・地域と連携した交流の場の提供と日常的な見守りを実施。

＜今後の取組み＞

- ①人材育成・確保
・子育て支援員認定者に、任意で現場体験科目の追加。
- ②機能強化
・補助金及び交付金を活用した新たな取組実施の促進。
・子育て支援センター職員及び施設長を対象とした研修にて、県外の先進事例等の紹介。
・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの専門相談員が実施する出張相談等により、子育て支援センターの取組をバックアップ。

事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的な検査等を実施

計画期間内 (H27～H31) に目指す姿 (P)

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

【本年における具体的な目標値】

- ・妊娠11週以下での妊娠届率→全国水準(H26年度:93.1%(全国91.9%)→(H28年度:93.3%(速報値))

実施状況 (D) (H29年9月末現在)

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発
 - ＜妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発＞
 - ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
 - ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)
 - ＜思春期からの意識の啓発＞
 - ・性に関する専門講師派遣 9校(1,660人)
 - ・思春期ハンドブック配布 7,302冊(高等学校等)
- ◆本県独自の検査項目追加による早産防止を目的とした医学的管理の徹底
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査 県内全市町村で実施
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定 県内全市町村で実施
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上
 - ・周産期医療従事者を対象とした「周産期医療研修」の実施 実施回数:2回 のべ参加人数:120名
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施 研修会 I:参加人数86人

評価・課題、今後の取組み (C・A)

＜評価・課題＞

- ・妊娠に伴う経済的な負担の軽減
- ・積極的な妊婦健康診査の受診促進
 - ⇒県として(膣分泌物の細菌検査等) 公費負担の実施
 - ⇒妊婦健康診査の受診啓発(出産までに14回)
- ・望ましい健診時期の未受診、未受診での出産となる妊婦の減少
 - ⇒妊娠満20週以降の妊娠届出【平成28年度74人(うち分娩後2人)】 ※速報値

＜今後の取組み＞

これまでの取組みを継続して実施する

事業の概要

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を実施
- ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

実施状況（D）（H29年9月末現在）

実施状況：県内全市町村

- 事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（20市町村）
 - ※補助金の交付を受けていない町村（14町村）の実施状況は次のとおり
 - ・児童福祉法に基づく実施：4町村
 - ・母子保健法に基づく実施：8町村
 - ・その他の事業による実施：2村
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ172名）
 - ・リスクの見方について（5/24：35名）
 - ・リスクマネジメントについて（6/6：51名）
 - ・児童の成長、発達と生育環境（8/24：30名）
 - ・児童家庭支援ソーシャルワーク（10/11：56名）
 - ※「市町村職員研修（要保護児童対策地域協議会調整機関専門職研修）」として実施

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービス接続による早期の養育環境改善のために、訪問者の人材育成及び資質向上が必要

<今後の取組み>

- 引き続き全市町村が実施できるよう支援を継続
- ・当該事業を実施する市町村に対する財政的な支援を継続
- ・市町村職員等を対象とした研修等を実施し、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家庭内での育児等に関する具体的な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・産褥(さんじょく)期(※)の母子への育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所した後に、アフターケアを必要とする家庭等への養育相談・支援

計画期間内 (H27～H31) に目指す姿 (P)

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることで訪ねる訪問者の育成に努めます。

(※)産褥期
分娩後、妊娠する前の状態に戻るまでの約6～8週間の期間

実施状況 (D) (H29年9月末現在)

実施状況:33市町村

- 事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村(14市町村)
 - ※補助金の交付を受けていない町村(19市町村)の実施状況は次のとおり
 - ・児童福祉法に基づく実施:5市町村
 - ・母子保健法に基づく実施:11市町村
 - ・その他の事業による実施:3町村
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ172名)
 - ・リスクの見方について(5/24:35名)
 - ・リスクマネジメントについて(6/6:51名)
 - ・児童の成長、発達と生育環境(8/24:30名)
 - ・児童家庭支援ソーシャルワーク(10/11:56名)
 - ※「市町村職員研修(要保護児童対策地域協議会調整機関専門職研修)」として実施

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

- ・個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減
- ・訪問者の人材育成や資質向上の継続実施

<今後の取組み>

- 必要に応じて市町村が実施できるよう支援を継続
- ・当該事業を実施する市町村に対する財政的な支援を継続
- ・市町村職員等を対象とした研修等を実施し訪問者の人材育成

事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性の強化及び関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげる事業です。

計画期間内 (H27~H31) に目指す姿 (P)

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

実施状況 (D) (H29年9月末現在)

要保護児童対策地域協議会の設置状況: 全市町村

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村 (5市町)
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ276名)
 - ・要保護児童対策地域協議会について(5/24:35名)
 - ・児童家庭相談の運営と相談援助のあり方(6/6:51名)
 - ・要保護児童対策地域協議会の運営(7/4:58名)
 - ・児童家庭相談援助制度及び実施体制(8/24:30名)
 - ・児童と家族の生活に関する法と制度の理解と活用、会議の運営とケース管理(9/24:46名)
 - ・児童家庭支援のためのソーシャルワーク(10/11:56名)
※「市町村職員研修(要保護児童対策地域協議会調整機関専門職研修)」として実施
- 児童相談所による要保護児童対策地域協議会への支援
 - ・市町村においてリスクアセスメントシートを活用した定期的なケース管理を行うための支援(全市町村)
 - ・必要に応じて児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

- ・当該業務は、様々な関係機関との調整が必要であり、専門職を配置して調整業務を行う必要があるが、小規模市町村においては専任で配置することが困難
- ・個々のケースへの対応や見立てが重要であるため、人材育成や資質向上の取組の継続が必要

<今後の取組み>

- 市町村要保護児童対策地域協議会の活動が強化されるよう支援を継続
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政的な支援の継続
- ・児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ショートステイ】

・保護者が、疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う（原則として7日以内）

【トワイライトステイ】

・保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となる場合等の緊急の場合に、児童養護施設など、保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる（宿泊可）

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

実施状況（D）（H29年9月末現在）

実施状況：ショートステイ 26市町村
トワイライトステイ 1市（高知市）

○市町村に対する財政支援

・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（21市町）
（H28実績）

・ショートステイ

事業利用実人員：74名、延べ日数：466日

・トワイライトステイ

事業利用実人員：0名、延べ日数：0日

○受け入れが可能な施設等の状況 14施設

・乳児院：1か所（高知市）

・児童養護施設：8か所（高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町）

・母子生活支援施設：2か所（高知市・安芸市）

・ファミリーホーム：3か所（高知市・四万十市・本山町）

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

・近隣に児童養護施設等のない市町村での実施が困難

・委託先である児童養護施設等の入所児童が増加しており、保護者の必要に応じた受け入れが困難

＜今後の取組み＞

・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続

・受け入れが可能な施設等を確保するため、里親などの新たな委託先の開拓

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数50人相当以上)】

・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務・相互援助活動の調整等(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり等

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

【本年における具体的な目標値】

ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数:6市町村

実施状況(D)(H29年9月末現在)

実施状況:県内3市町

(高知市・佐川町・香南市)
(10月に南国市で開設、12月に安芸市で開設予定)

うち、県単独補助制度を活用して開設した市町村:1市
(香南市(南国市と安芸市でも県単補助制度を活用))

◆新たなセンター開設への支援

・国の補助要件を満たさない会員数50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリー・サポート・センター」として県単独で支援する制度をH28年に創設し、事業を開始する市町村を支援。

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施

- ・実際の援助活動の事例を月1回のテレビ放送にて紹介
- ・県の広報媒体による広報の実施(ラジオ、広報紙等)
- ・啓発リーフレットの配布(乳幼児健診、量販店等)
- ・子育てイベントでのPR アンケート回収698人
- ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施
 - 子育て支援員研修 参加人数 19人
- ・アドバイザーのスキルアップ研修の実施 参加人数 23人

評価・課題、今後の取組み(C・A)

<評価・課題>

- ・ニーズの潜在により、市町村が事業実施に踏み切れていない状況
- ・事業実施(委託)先の人員体制が不十分
- ・会員(特に援助会員)の確保

<今後の取組み>

- ・未実施市町村への働きかけ
- ・高知版補助金の周知
- ・月1回のテレビ広報の継続
- ・啓発リーフレットの配布や、イベント・量販店等でのDVDの上映
- ・県及び市町村広報紙などによる会員募集のPR
- ・近隣市町村による援助会員研修の合同実施の協議
- ・会員増につながる取組の検討

事業の概要

家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型: 保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業（現行事業の後継）
- ②余裕活用型: 認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型: 幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型: 児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1箇所以上の事業実施を目指します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。

休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

【本年における具体的な目標値】

一時預かり事業の実施数
25市町村91か所

※第三次高知県ひとり親家庭等
自立促進計画 より

実施状況（D）（H29年9月末現在）

実施状況: 一般型 17市町37か所
余裕活用型 5市町30か所
幼稚園型 40園(幼稚園及び認定こども園)
計 23市町村96か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（17市町）
- ◆事業の担い手確保について
 - ・職員資格要件の緩和(国)について周知
 - ・子育て支援員研修の実施 34名修了
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報提供、周知
 - ・HP などを活用した情報公表

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

- ・居住市町村を超えた広域利用が多い
⇒実施施設・実施市町村の事務手続き等の負担増
- ・一時預かりを実施していない市町村への制度の周知・誘導

<今後の取組み>

- ・保育士確保対策に引き続き取り組み、一時預かりを実施していない市町村への働きかけを継続

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で保育を実施
- ②訪問型：施設における小人数の延長保育のニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させるため、児童の居宅に訪問し事業を実施

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149か所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

【本年における具体的な目標値】

延長保育事業の実施数
15市町村142か所

※第三次高知県ひとり親家庭等
自立促進計画 より

実施状況（D）（H29年9月末現在）

実施状況：13市町村139か所

（内訳）

開所時間11時間超え保育所等：県内13市町村105か所

開所時間11時間超え幼稚園（認定こども園除く）：1か所

開所時間11時間超え認定こども園：19か所

開所時間11時間超え地域型保育事業所：14か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援

（※本事業は市町村の委託又は補助事業）

・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（11市町村）

◆11時間以上の保育の必要な保護者が存在する場合、地域の保育所や認定こども園等が実情に合った開所時間にす
るよう、市町村に促します。

・延長保育促進事業

◆延長保育が必要な乳幼児が小人数の場合においても、施設のみならず対応可能となる子育て支援サービス等も検討
する必要があります。

・ファミリー・サポート・センター事業の活用

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

・事業の具体的なニーズの見込みが難しい
⇒ 保護者によっては、
「保育標準時間＋幼稚園型一時預かり」
の利用、或いは、
「保育短時間＋延長保育」
の組み合わせの利用が可能

・職員の確保

※職員配置は、子どもの年齢別配置基準と同様に配置されることとなるが、延長保育が必要な子どもが小人数（1～2名など）の場合についても、職員は2人以上の配置が必要となる。

<今後の取組み>

・保育士確保対策に引き続き取り組み、多様化する保護者ニーズに対応した延長保育事業等実施への支援

事業の概要

保育を必要としている乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型を9市町村13箇所、体調不良児対応型の2市3箇所での実施を目指します。

【本年における具体的な目標値】

病児・病後児対応型の実施数
8市町村13か所

※第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画 より

実施状況（D）（H29年9月末現在）

実施状況：病児・病後児対応型 9市町村14か所
高知市：病児対応型 4か所・病後児対応型1か所・訪問型1か所
安芸市：病児対応型1か所
南国市：病後児対応型1か所
須崎市：病後児対応型1か所
香南市：訪問型1か所
香美市：訪問型1か所
芸西村：病児対応型1か所
佐川町：病後児対応型1か所
日高村：病後児対応型1か所

体調不良児対応型 4市23か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（8市町村）
- ◆高知市に病後児保育施設が1施設増
民間事業者による訪問型事業が、高知市、香美市、香南市の地域で開始される。
- ◆保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。
- ◆国の「子ども・子育て支援整備交付金（病児保育）」や「企業主導型保育事業」等活用可能な制度について情報提供します。

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・小児科医等の不足
⇒実施箇所数が拡がりにくい
- ・時期による利用者的大幅な増減
⇒安定した経営が難しい
- ・利用児童不在時の職員業務
- ・広域的な事業実施の検討
⇒利用規模が小さく、単独実施が出来ない地域の支援

＜今後の取組み＞

- ・市町村とともに、関係機関への事業説明や実施を促すとともに、必要な医師・看護師・保育士の確保等に取り組む。

事業の概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等（放課後や長期休業等）に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。新制度への移行（平成27年度）に伴い、対象年齢がおおむね10歳未満から、小学6年生までとなるほか、国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設置や運営の基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】避難訓練の実施 100%
防災マニュアルの作成 100%
学校との定期的な連絡 90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】学習活動の実施 95%

・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。

・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

【本年における具体的な目標値】

・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 94%
・放課後学びの場における学習支援の実施率 96%

実施状況（D）（H29年9月末現在）

設置予定：高知市 88か所

（放課後子ども教室とあわせて実施校率100%）

高知市以外の市町村 80か所

（放課後子ども教室とあわせて実施校率92.8%）

【指標】※高知市を含む

避難訓練の実施 100%

防災マニュアルの作成 100%

学校との定期的な連絡 77%

学習活動の実施： 100%

※H29.9アンケート調査結果速報値

本県では、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子ども教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

◆「放課後子ども総合プラン」実施市町村等への財政的な支援を継続

◆放課後児童支援員の認定資格研修の実施

◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を充実させて、地域住民等の教育支援活動を推進

◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の実施内容の充実

◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成（県1/2）の継続

◆市町村が放課後児童クラブの開設時間を延長した場合の助成（県1/2）の継続

◆放課後児童クラブの新設や活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善への財政的な支援

評価・課題、今後の取組み（C・A）

<評価・課題>

・全小学校区の94.3%（183校/194校）に、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置
⇒市町村や実施場所によって、地域と連携した放課後支援活動の内容に差

・全ての放課後児童クラブにおいて学習支援活動を実施

・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携し、一体的な実施を推進

・全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実

⇒施設の安全対策の周知徹底

⇒学校教育・福祉等関係機関との連携

<今後の取組み>

・H29の実施状況調査結果（毎年5月1日時点で厚生労働省が調査）に基づく市町村の対応を確認し支援